

◎新潟県告示第1363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準